

平成27年度

# 事業計画書

社会福祉法人 みな福祉会

# 社会福祉法人 みな福祉会

## 1 運営方針

その人らしく 自分らしく  
ともに支えあい ともに生きる

## 2 基本方針

社会福祉法人みな福祉会は、「利用者の自立支援を目的に、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供を行う」ことを基本方針とします。

### ① 利用者の視点を持ち、その人らしい生活を営むことができるよう支援します。

事業者の論理を優先させることなく、利用者の視点で利用者個々の背景、生活習慣等のライフスタイルに配慮した、きめ細やかなサービスを提供します。

### ② 利用者の満足の向上の為、先駆性、独自性を発揮し、積極的なサービス展開に努めます。

地域の福祉ニーズを的確に把握し、それに応えることを第一とし、従来からの考え方に捉われることなく、継続的な自己革新に励みます。

### ③ 地域や地域関係者と共に、発展する法人を目指します。

地域の保険、医療、福祉関係者との連携を大事にし、地域福祉の一部として役割を果たすと共に、公的施設として地域文化の発展に貢献し、地域と共に成長できる法人を目指します。

### ④ 継続的なサービス提供の基盤を維持拡大するため、効率的な事業運営を目指します。

一時的なものではなく、地域に根ざして、安定的、継続的なサービスの提供を可能とするために、効率的な事業運営を心がけ、サービス提供の基盤を確固たるものにします。

## 3 行動指針

### ① 私たちは、法令順守を第一に考えます。

### ② 私たちは、元気良く、笑顔を持って利用者の方々を支援します。

### ③ 私たちは明確な目標を掲げ、情熱を持って行動し、福祉従事者としての「生きがい・思いやり」を追い続けます。

## 4 基本的な取組み

### ① 権利擁護

ア 秘密保持等 職員及び職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

イ 虐待等の禁止 サービスの提供において、体罰・暴力・虐待を禁止し、

人権擁護について積極的に推進します。

ウ 身体拘束の禁止 利用者一人ひとりの尊厳を尊重し、安全・安心で快適な生活が送れるよう、身体拘束へと至らない質の高いサービスを提供します。

② 事故防止

毎日の業務の安全確認と定期的な調査検討を行い事故の発生予防と防止に努めます。

③ 苦情解決

苦情を受け付ける窓口を設置するほか、相談窓口の設置や苦情処理体制の手順等の説明を掲示します。また苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを行います。

④ あいさつ運動の励行

業務の中で「挨拶」を励行し、来客者や利用者また職員相互のコミュニケーションの向上を図り、明るい雰囲気や信頼関係の構築を目指します。

⑤ 財務基盤の強化

安定した事業継続のための経営基盤の強化に向けては、それぞれの運営事業所の活用スペース、ベッドや居室等の効率的活用、優先性を重視した計画的設備等の改善及び更新に努め、またサービス提供における利用満足度の向上を図るために、より良い介護サービスの向上と積極的な業務改善を目指します。

5 平成27年度重点取組み

① 「社会福祉法人制度の改正」に準拠した体制整備

社会福祉の理念を達成すべく法人の執行体制の整備を推進する。

人材の確保、中間層・管理者の育成

新規就業者の確保、指導・管理層職員の育成及び資質の向上を促進する。

② 職員の処遇向上

職員の継続した就業を図るため、労働環境や待遇などの改善を促進する。

③ 法人の事業の地域への発信

法人全体の冊子作成の検討（教育機関や見学者等に配布し、求人広報と法人事業の周知に活用する）、広報紙の刷新、Web サイトリニューアルの検討。

④ 施設・設備の修繕計画等の策定

計画に則った資金の積み立てを促進する。

⑤ 諸規定の改正検討に努める。

⑥ 地域包括ケアシステムに対応する体制整備を促進する。

⑦ 彩の国あんしんセーフティネット事業の推進に努める。

⑧ 居宅介護支援事業所の方向性の検討。

⑨ コスト削減の検討

平成27年度介護報酬改定（介護報酬の改定率 全体で▲2.27%）が、今後の法人運営に重大な影響を被ることとならないよう社会福祉法人の本旨、また地域の福祉ニーズに応えるサービスの量と質の確保を図ることを確認すると共に、地下水や太陽熱利用など多岐にわたるコスト削減を検討する。

## 6 中・長期的取組み

- ① 経営の企画、執行機関としての理事会のあり方の検討。
- ② 人材の確保、中間層・管理者の育成を促進する。
- ③ 職員の処遇改善を推進する。
- ④ 地域包括ケアシステムによる活動を推進する。
- ⑤ 地域貢献、彩の国あんしんセーフティネット事業の活動を推進する。
- ⑥ 法人事業の地域発信を図る。
- ⑦ 託児所の設置を検討する。
- ⑧ 居宅介護支援事業所の運営方針について検討する。
- ⑨ コスト削減の検討。

## 7 法人及び事業所別の達成目標

事業所	年間平均 目標利用者数	事業所	年間平均 目標利用者数
特別養護老人ホーム 悠う湯ホーム	74.5名 利用率 95.5%	(介護予防)通所介護 大浜	23.0名
(介護予防)短期入所生活介護 悠う湯ホーム	8.5名 利用率 85.0%	(介護予防)グループホーム 大浜	17.7名 利用率 98.3%
ケアハウス 悠う湯ホーム	40名 利用率 80.0%	居宅介護支援事業 悠う湯ホーム	プラン作成者数 72名
(介護予防)通所介護 悠う湯ホーム	21.5名		

## 8 事業内容

### (1) 会議

理事会	5月	平成26年度事業報告、決算報告について
	10月	平成27年度第1次補正予算、事業中間報告について
	3月	平成27年度第2次補正予算について 平成28年度事業計画、予算の承認について
監事監査会	5月	平成26年度事業報告、決算報告の監査について
評議員会	5月	平成26年度事業報告、決算報告について
	10月	平成27年度第1次補正予算、事業中間報告について
	3月	平成27年度第2次補正予算について

## 平成28年度事業計画、予算の承認について

### (2) 委員会/施設内研修

- 全体委員会 ▶衛生委員会（毎月） ▶防災委員会（年2回）  
▶広報委員会（随時開催） ▶文化祭開催委員会（随時）

#### 悠う湯ホーム事業所合同委員会

- ▶栄養委員会（褥瘡予防を兼ねる：毎月）

- 事業所内委員会 ▶優先入所検討委員会（特養：毎月）  
▶痰の吸引等に関する安全対策委員会（特養：年4回）  
▶身体拘束廃止委員会  
（特養：毎月/他の事業所随時）  
▶事故発生防止委員会  
（3ヵ月に1度）  
▶感染症・食中毒予防委員会  
（3ヵ月に1度）

- 全体職員研修 ▶虐待防止・苦情対応に関すること  
▶褥瘡予防に関すること  
▶看取り介護に関すること  
▶身体拘束廃止に関すること  
▶防災に関すること  
▶法令遵守に関すること  
▶個人情報の取扱いに関すること  
▶人権擁護に関すること  
▶衛生管理（メンタルケア）に関すること
- 会 議 ▶リーダー会議（年3回：副主任以上）

### (3) 非常災害対策

非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

ア 建築物等の自主検査（4月・10月）

イ 消防用設備等の点検（8月・2月）

ウ 訓練 総合訓練（8月・2月） 部分訓練（4月）  
防災教育（11月）

### (4) 地域社会との連携

実習生、ボランティアの積極的な受入れや各団体や地域主催の行事への参加を通して地域社会との連携を図ります。

### (5) 家族懇談会等の開催

各運営事業所においては、利用者やご家族等との懇談会を行い、運営方針や事業報告、家庭生活上の各種介護相談や高齢者福祉等に関係する幅広い分野での情

報提供に努めると共に、ご家族とのコミュニケーションを高めより深い信頼関係を構築し、法人事業運営に対する理解と協力が得られるよう努めます。また定期的に開催することにより地域から信頼され地域に根ざした施設となるよう努めます。

特に、デイサービスセンターの家族会については、法人としても積極的に活動を推進し、介護者ご家族等に必要な情報提供や個別介護相談・介護技術の支援、またご家族の抱える介護ストレスの軽減や介護者同士の交流を目的とした「家庭介護者交流会」などにより、高齢者の人権擁護と高齢者虐待の未然防止にも役割が果たせるよう努めます。

#### (6) 関係機関との連携

関係機関との連携を図り、入居者サービスの向上に努めます。また関係機関の協力を得ながら法人の施設や機能を開放することにより各種交流会、各種講座の開催、また家庭介護上の各種相談への応援体制を整えます。

#### (7) 職員の健康管理

職員が健康で就労できるよう健康診断を実施します。

夜間勤務のある職員	実施回数	年2回(9月・3月)
その他の職員	実施回数	年1回(3月)

# 特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）

## 悠う湯ホーム

### 1 基本方針

- (1) 安心・安全を第一に考えた介護、生活支援を促進します。
- (2) 「健康は食事から」食事の改善、向上を促進します。
- (3) 利用者を支え、社会に貢献できる人材の育成を図ります。
- (4) ご家族様や地域とのつながりを大切にします。

### 2 取組方針

- (1) 安心・安全を第一に考えた介護、生活支援を促進します。

□効率より、安心・安全を優先させた、利用者にもやさしく、職員にもやさしい介護を目指します。

(気づき、観察力の向上)

- ・利用者様の日常生活の気づきや、心身の状況・行動を観察する力を養います。

(情報共有と自立支援、疾病予防)

- ・利用者様の心身の状況・行動の気づきや、観察情報を職員間で共有するよう促進します。
- ・情報の共有により、支援・援助方法を統一し、自立支援を促進します。
- ・情報の共有により、疾病等の予防、早期発見、早期治療を促進します。

(事故発生防止)

- ・ヒヤリハット情報を共有し、事故発生の防止を促進します。
- ・効率より安全・安心を優先した介護を促進します。
- ・事件事例の検証等により、事故再発の防止を促進します。
- ・事故発生時には指導要項に従い、適切に行政機関への報告を行います。

(認知症介護)

- ・精神的な不安の解消に努めます。
- ・心身の状態の変化を注意深く観察し、適切な対応に努めます。

(介護サービス計画)

- ・利用者様の意思と尊厳を守り、心身の状態を勘案し自立した生活を支援する、介護サービス計画書を作成します。

(個人情報取扱い)

- ・行政機関及び医療・福祉サービス機関等、サービス提供の必要に応じた範囲で、細心の注意を払い取り扱います。

(身取り介護)

- ・利用者様の尊厳を守り、ご家族様のご意思を尊重し、ご家族様と静かな終日を迎えられるよう、利用者様の介護並びにご家族様の支援を行います。

(苦情・要望対応)

- ・苦情・要望等を前向きに対処し、サービスの改善向上を促進します。

(褥瘡予防)

- ・介護・看護・栄養の多食種の連携により、予防・早期発見・早期治癒に努めます。

(生活環境)

- ・明るく、清潔感のある生活環境を作ります。
- ・利用者様のストレス解消を促進します。
- ・安定した生活リズムを作るための生活支援を促進します。
- ・余暇時間の充実を図ります。

(2) 「健康は食事から」食事の改善、向上を促進します。

- 食べることの大切さを認識し、健康の維持増進や自立支援を促進します。
- ・利用者様の口腔内衛生及び咀嚼機能、嚥下機能の維持向上を歯科医師や歯科衛生士の指導を受け、推進して行きます。
- ・栄養・介護・看護の連携に努め、栄養のバランス、おいしさ、安全の改善向上を図って行きます。

(3) ご利用者様を支え、社会に貢献できる人材を育成します。

- 人間性の向上、介護の質の向上を図るとともに、地域の福祉に資する人材を育成します。
- ・職員経験者による指導や研修等を促進します。
- ・キャリアアップ研修等により、知識・技術・見識等を深めるよう図ります。
- ・経験や職種・職位に応じ、各種研修会への参加を図ります。

(4) ご家族様及び地域とのつながりを大切にします。

- ご家族様との信頼関係の醸成、及び福祉事業で培ったノウハウ、機能を発揮し、社会・地域貢献のための活動を促進します。
- ・ご家族様には都度、的確に報告・連絡・相談し、必要な対応を行います。
- ・行政機関及び医療機関、福祉事業者等と良好な関係を保ち、ご利用者様の必要に応じ、迅速に対応できるよう努めます。
- ・「彩の国あんしんセーフティネット事業」の参加により、貧困者等の救済活動に努めます。



- ・施設の社会・地域への貢献として、介護保険や行政サービスでは対応できないこと等を検討し、実施できるよう努めます。

### 3 平成27年度重点取組み

介護保険の平成27年度改定により、中重度介護者及び認知症者の受入れが更に促進されることとなります。

制度への対応及び、介護力の底上げ・質の改善、向上に取り組みます。

#### ① 中重度者及び認知症介護の改善向上

- ・内部経験者による継続した指導を促進し、職員個々の業務能力の向上を推進します。

#### ② 口腔機能維持改善の取組み

- ・歯科医師や歯科衛生士に指導を求め、利用者様の口腔内衛生及び咀嚼機能、嚥下機能の維持向上に促進します。

#### ③ 食事による健康の推進

- ・多職種連携に努め、食事の改善、向上を促進します。
- ・栄養のバランスやカロリーの過不足、味や盛り付け等の改善、向上、食事形態の多様化等の対応をより効果的・効率的に進めるために、食事献立の見直しを図り、食事の総合的な改善、向上を図ります。

#### ④ チームケアによる個別支援の取組み

- ・気づきや観察力を養い、利用者様の可能性、介護の可能性、自分の仕事の可能性や達成感を感じられる取り組みを推進します。
- ・チームケアにおいて、利用者様個別の支援計画を作り、自立支援の援助を行って行きます。

#### ⑤ 看取り介護の改善、向上の促進

- ・ご家族に終末期のあり方のご理解をしていただくよう努めます。
- ・終末期には、苦痛を取り除く介護を多職種間の連携で進めるとともに、ご家族様の支援に努めます。

#### ⑥ 効率より安全・安心を優先した介護の推進

- ・「介護は安全・安心が第一、効率は後」を確認し、推進して行きます。
- ・利用者様への安全で安心な介護が、利用者様だけでなく、介護者の気持ちのゆとりや身体的負担の軽減にもなり、介護負担の軽減にもなっていくことを確認し、推進して行きます。

#### ⑦ 業務行動の改善向上の推進

- ・利用者はもとより職員間の言葉掛け、挨拶、業務に対する姿勢・行動等の改善向上を促進します。

#### ⑧ ①～⑦の取組みを進め、介護力の底上げ、利用率の向上を目指します。

### 4 中・長期的な取組み

- ① 中重度者及び認知症介護の改善向上。
- ② 食事による健康の維持増進。
- ③ 口腔衛生管理。
- ④ 第三者評価の受診。
- ⑤ 社会・地域貢献。
- ⑦ 効率より安全・安心を優先した介護の推進。

# 軽費老人ホーム・特定施設入居者生活介護事業

## ＜ケアハウス 悠う湯ホーム＞

### 1 基本方針

- (1) 利用者様お一人、お一人に合った生活環境、生活支援を促進します。
- (2) 「健康は食事から。」食事の改善、向上を促進します。
- (3) 利用者を支え、社会に貢献できる人材を育成します。
- (4) ご家族様や地域とのつながりを大切にします。

### 2 取組方針

ケアハウスには、介護保険適用外の一般契約利用、介護保険適用の特定施設入居者生活介護契約利用の二通りの入居者が混在し生活されています。

一般契約利用については、「食事の準備以外はほぼ自立」となっていますが、現状は入浴のお世話、室内の清掃、洗濯、外出の介助等、生活支援や身の回りの介助を必要とする方も多く、軽・中度の認知症の方とも契約させていただいています。

従って、入居者様をお世話する取組みは、一般契約・特定契約に関わらず、今後特別養護老人ホームと同様に考えて行かなければいけない状況です。

- (1) 利用者様お一人、お一人に合った生活環境、生活支援を促進します。  
□ご利用者様との関わりを深め、安心感を持たれる生活支援を目指します。

(気づき、観察力の向上)

- ・利用者様の日常生活の気づきや、心身の状況・行動を観察する力を養います。

(情報共有と自立支援、疾病予防)

- ・利用者様の心身の状況・行動の気づきや、観察情報を職員間で共有するよう促進します。
- ・情報の共有により、支援・援助方法を統一し、自立支援を促進します。
- ・情報の共有により、疾病等の予防、早期発見、早期治療を促進します。

(事故発生防止)

- ・ヒヤリハット情報を共有し、事故発生の防止を促進します。
- ・効率より安全・安心を優先した介護を促進します。
- ・事件事例の検証等により、事故再発の防止を促進します。

- ・事故発生時には指導要項に従い、適切に行政機関への報告を行います。
- (認知症介護)
- ・精神的な不安の解消に努めます。
  - ・心身の状態の変化を注意深く観察し、適切な対応に努めます。
- (介護サービス計画)
- ・利用者様の意思と尊厳を守り、心身の状態を勘案し自立した生活を支援する、介護サービス計画書を作成します。
- (個人情報への取扱い)
- ・行政機関及び医療・福祉サービス機関等、サービス提供の必要に応じた範囲で、細心の注意を払い取り扱います。
- (苦情・要望対応)
- ・苦情・要望等を前向きに対処し、サービスの改善、向上を促進します。
- (褥瘡予防)
- ・介護・看護・栄養の多種職の連携により、予防・早期発見・早期治癒に努めます。
- (生活環境)
- ・明るく、清潔感のある生活環境を作ります。
  - ・利用者様のストレス解消を促進します。
  - ・安定した生活リズムを作るための生活支援を促進します。
- (楽しみのある生活)
- ・外食やドライブ、ミニツアー企画などの参加を促進します。
  - ・遠出のバスツアー企画などの参加を促進します。
- (2) 「健康は食事から」食事の改善、向上を促進します。
- 食べることの大切さを認識し、健康の維持増進や自立支援を促進します。
  - ・口腔衛生の維持向上に努めます。
  - ・栄養・介護・看護の連携に努め、栄養のバランス、おいしさ、安全の改善、向上を図って行きます。
- (3) ご利用者様を支え、社会に貢献できる人材を育成します。
- 人間性の向上、介護の質の向上を図るとともに、地域の福祉に資する人材を育成します。
  - ・職員経験者による指導や研修等を促進します。
  - ・キャリアアップ研修等により、知識・技術・見識等を深めるよう図ります。
  - ・経験や職種・職位に応じ、各種研修会への参加を図ります。
- (4) ご家族様及び地域とのつながりを大切にします。
- ご家族様との信頼関係の醸成、及び福祉事業で培ったノウハウ、機能を発揮し、社会・地域貢献のための活動を促進します。

- ・ご家族様には都度、的確に報告・連絡・相談し、必要な対応を行います。
- ・行政機関及び医療機関、福祉事業者等と良好な関係を保ち、ご利用者様の必要応じ、迅速に対応できるよう努めます。
- ・「彩の国あんしんセーフティネット事業」の参加により、貧困者等の救済活動に努めます。
- ・施設の社会・地域への貢献として、介護保険や行政サービスでは対応できないこと等を検討し、実施できるよう努めます。

### 3 平成27年度重点取組み

利用者の心身機能の低下が進み、ケアハウスにおいても介護力の向上が更に求められます。介護サービスの質の向上を目標に以下の取組みを進めます。

#### ① 居室担当制の改善向上

- ・担当者により利用者個々の生活・健康状態を把握し、情報交換・対応方法をチームで検討し、生活環境、健康、自立支援の維持向上に努めます。

#### ② 食事による健康の推進

- ・多種職の連携に努め、食事の改善向上を促進します。
- ・栄養のバランスやカロリーの過不足、味や盛り付け等の改善・向上、食事形態の多様化、等の対応をより効果的・効率的に進めるために食事献立の見直しを図り、食事の総合的な改善、向上を図ります。

#### ③ 楽しみのある生活の環境の実施促進。

- ・施設内外の資源を活用し、楽しみのある生活を提供して行きます。
- ・外食・ドライブ・ミニツアー・バス旅行等の企画を提案し参加を募ります。

#### ④ 口腔機能維持改善の取組み。

- ・歯科医師や歯科衛生士の指導による口腔衛生管理も検討して行きます。

#### ⑤ 中重度者及び認知症介護の改善向上

- ・内部経験者による継続した指導を促進する。
- ・外部機関の技術・知識等の研修会への参加を促進し、職員個々の業務能力のレベルアップを図って行きます。

### 4 中・長期的な取組み

- ① 介護力の改善向上の恒常的な取組み。
- ② 食事による健康の維持増進の促進。
- ③ 口腔機能維持改善の恒常的な取組み。
- ④ 楽しみのある生活の環境の恒常的な取組み。
- ⑤ 第三者評価の受診。

## (介護予防) 通所介護事業

### <デイサービスセンター悠う湯ホーム>

### <デイサービスセンター大浜>

#### 1 基本方針

- (1) 利用者様お一人、お一人に合ったサービス提供を促進します。
- (2) 「健康は食事から。」食事の改善、向上を促進します。
- (3) 利用者を支える人材の育成を促進します。
- (4) ご家族様や地域とのつながりを促進します。

#### 2 取組方針

- (1) 利用者様お一人、お一人に合ったサービス提供を促進します。  
□ご利用者様のご希望や心身の状況に合ったサービスを提供して行きます。

##### (気づき、観察力の向上)

- ・利用者様の利用時の気づきや、心身の状況・行動を観察する力を養います。

##### (情報共有の促進と自立支援、疾病予防)

- ・利用者様の心身の状況・行動の気づきや、観察情報を職員間で共有するよう促進します。
- ・情報の共有により、支援・援助方法を統一し、自立支援を促進します。
- ・情報の共有により、疾病等の予防、早期発見を促進し、ご家族様や担当の介護支援専門員につなげて行きます。

##### (事故発生防止)

- ・ヒヤリハット情報を共有し、事故発生の防止を促進します。
- ・効率より安全・安心を優先した介護を促進します。
- ・事件事例の検証等により、事故再発の防止を促進します。
- ・事故発生時には指導要項に従い、適切に行政機関への報告を行います。

##### (認知症介護)

- ・精神的な不安の解消に努めます。
- ・心身の状態の変化を注意深く観察し、適切な対応に努めます。

##### (介護サービス計画)

- ・利用者様の意思と尊厳を守り、心身の状態を勘案し自立した生活を支援す

る、介護サービス計画書を作成します。

(個人情報取扱い)

- ・行政機関及び医療・福祉サービス機関等、サービス提供の必要に応じた範囲で、細心の注意を払い取り扱います。

(苦情・要望対応)

- ・苦情・要望等を前向きに対処し、サービスの改善、向上を促進します。

(生活環境)

- ・明るく、清潔感のある環境を作ります。

(2) 「健康は食事から」食事による健康の維持増進を推進します。

- 食べることの大切さを認識し、健康の維持増進や自立支援を促進します。
- ・栄養・介護・看護の連携に努め、栄養のバランス、おいしさ、安全の改善、向上を図って行きます。

(3) ご利用者様を支える人材の育成

- 人間性の向上、介護の質の向上を図るとともに、地域の福祉に資する人材を育成します。
- ・職員経験者による指導や研修等を促進します。
- ・キャリアアップ研修等により、知識・技術・見識等を深めるよう図ります。
- ・経験や職種・職位に応じ、各種研修会への参加を図ります。

(4) ご家族様及び地域とのつながりを大切にします。

- ご家族様との信頼関係の醸成、及び福祉事業で培ったノウハウ、機能を発揮し、社会・地域貢献のための活動を促進します。
- ・ご家族様には都度、的確に報告・連絡・相談し、必要な対応を行います。
- ・行政機関及び医療機関、福祉事業者等と良好な関係を保ち、ご利用者様の必要に応じ、迅速に対応できるよう努めます。
- ・「彩の国あんしんセーフティネット事業」の参加により、貧困者等の救済活動に努めます。
- ・施設の社会・地域への貢献として、介護保険や行政サービスでは対応できないこと等を検討し、実施できるよう努めます。

### 3 平成27年度重点取組み

介護予防通所介護から、平成28年度に施行される地域包括ケアシステムの介護予防事業・日常生活総合事業への移行が円滑に進むよう準備するとともに、介護保険事業のサービスの質の向上を目標に以下の取り組みを進めます。

- ① 介護予防・日常生活総合事業に対応する体制の整備促進。
- ② 地域包括ケアシステム制度の中でのサービス内容の検討準備。

- ③ 利用者に合わせた多様なサービスの提供。
- ④ 中重度者及び認知症介護の改善、向上
  - ・内部経験者による継続した指導を促進する。
  - ・外部機関の技術・知識等の研修会への参加を促進し、職員個々の業務能力のレベルアップを図って行きます。
- ⑤ 個別機能訓練の基準変更の体制整備・検討。
- ⑥ 悠う湯ホーム：土曜営業の検討。

#### 4 中・長期的な取組み

- ① 介護予防・日常生活総合事業の円滑な取組み。
- ② 地域包括ケアシステム制度の枠内での事業活動の促進。
- ③ 在宅生活継続の支援サービスの改善向上の促進。
- ④ 個別機能訓練等のメニュー、自立支援の改善、向上を恒常的に進める。



# (介護予防) 短期入所生活介護事業

## <ショートステイ悠う湯ホーム>

### 1 基本方針

- (1) 安心・安全を第一に考えた介護、生活支援を促進します。
- (2) 「健康は食事から。」食事の改善、向上を促進します。
- (3) 利用者を支え、社会に貢献できる人材の育成を図ります。
- (4) ご家族様や地域とのつながりを大切にします。

### 2 取組方針

- (1) 安心・安全を第一に考えた介護、生活支援を促進します。  
□ 効率より、安心・安全を優先させた、利用者にやさしく、職員にもやさしい介護を目指します。

#### (気づき、観察力の向上)

- ・利用者様の日常生活の気づきや、心身の状況・行動を観察する力を養います。

#### (付加価値のあるサービス)

- ・在宅生活の継続や自立支援に役立つサービスの提供を図る。
- ・楽しみをもって利用していただける工夫を図って行く。

#### (情報共有の促進と自立支援、疾病予防)

- ・利用者様の心身の状況・行動の気づきや、観察情報を職員間で共有するよう努めます。
- ・情報の共有により、支援・援助方法を統一し、自立支援を促進します。
- ・情報の共有により、疾病等の予防、早期発見、早期治療に努めるとともに、ご家族や担当の介護支援専門員につなげて行きます。

#### (事故発生防止)

- ・ヒヤリハット情報を共有し、事故発生の防止を促進して行きます。
- ・効率より安全・安心を優先した介護を促進します。
- ・事件事例の検証等により、事故再発の防止を促進します。
- ・事故発生時には指導要項に従い、適切に行政機関への報告を行います。

#### (認知症介護)

- ・精神的な不安の解消に努めます。
- ・心身の状態の変化を注意深く観察し、適切な対応に努めます。

(介護サービス計画)

- ・利用者様の意思と尊厳を守り、心身の状態を勘案し自立した生活を支援する、介護サービス計画書を作成します。

(個人情報の取扱い)

- ・行政機関及び医療・福祉サービス機関等、サービス提供の必要に応じた範囲で、細心の注意を払い取り扱います。

(苦情・要望対応)

- ・苦情・要望等を前向きに対処し、サービスの改善、向上を促進します。

(褥瘡予防)

- ・介護・看護・栄養が多種職の連携により、予防・早期発見・早期治癒に努めます。

(生活環境)

- ・明るく、清潔感のある生活環境を作ります。
- ・利用者様のストレス解消に努めます。
- ・安定した生活リズムを作るための生活支援を行います。
- ・余暇時間の充実に努めます。

(2) 「健康は食事から」食事による健康の維持増進を推進します。

- 食べることの大切さを認識し、健康の維持増進や自立支援を促進します。
- ・利用者様の口腔内衛生及び咀嚼機能、嚥下機能の維持向上を促進します。
- ・栄養・介護・看護の連携に努め、栄養のバランス、おいしさ、安全の改善、向上を図って行きます。

(3) ご利用者様を支え、社会に貢献できる人材を育成します。

- 人間性の向上、介護の質の向上を図るとともに、地域の福祉に資する人材を育成します。
- ・職員経験者による指導や研修等を促進します。
- ・キャリアアップ研修等により、知識・技術・見識等を深めるよう図ります。
- ・経験や職種・職位に応じ、各種研修会への参加を図ります。

(4) ご家族様及び地域とのつながりを大切にします。

- ご家族様との信頼関係の醸成、及び福祉事業で培ったノウハウ、機能を發揮し、社会・地域貢献のための活動を促進します。
- ・ご家族様には都度、的確に報告・連絡・相談し、必要な対応を行います。
- ・行政機関及び医療機関、福祉事業者等と良好な関係を保ち、ご利用者様の必要に応じ、迅速に対応できるよう努めます。
- ・「彩の国あんしんセーフティネット事業」の参加により、貧困者等の救済活動に努めます。
- ・施設の社会・地域への貢献として、介護保険や行政サービスでは対応でき

ないこと等を検討し、実施できるよう努めます。

### 3 平成27年度重点取組み

介護保険の平成27年度改定により、中重度者及び認知症者の受入れが更に促進されることとなります。制度改定の対応及び、効率より安心・安全を優先した介護を目標に、サービスの質の改善、向上に取り組みを進めます。

- ① 中重度者及び認知症介護の改、善向上
  - ・内部経験者による継続した指導を促進する。
  - ・外部機関の技術・知識等の研修会への参加を促進し、職員個々の業務能力のレベルアップを図って行きます。
- ② 食事による健康の推進
  - ・食事を通して、健康の維持増進や自立支援を促進します。
  - ・利用者様の口腔内衛生及び咀嚼機能、嚥下機能の維持向上を促進します。
  - ・栄養・介護・看護の連携に努め、栄養のバランス、おいしさ、安全の改善向上を図って行きます。
- ③ 効率より安全・安心を優先した業務行動を促進する
  - ・利用者様へ安心・安全な介護を提供することが、利用者様だけでなく、介護者にとっても心身の介護負担の軽減にもつながるよう努めます。
- ④ 付加価値のあるサービスの提供の取組み
  - ・在宅生活の継続や自立支援に役立つショートステイの提供を図ります。
  - ・楽しみのあるショートステイの提供を図ります。
- ⑤ ①～④の取組みを進め、介護力の底上げ、利用率の向上を目指します。

### 4 中・長期的な取組み

- ① 介護力の改善向上の恒常的な取組み。
- ② 食事による健康の維持増進の促進。
- ③ 付加価値のあるサービスの提供の取組み。
- ④ 第三者評価の受診。
- ⑤ 地域貢献の取組み推進。

# (介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業

## <グループホーム大浜>

### 1 基本方針

- (1) 利用者お一人お一人に合った生活支援、介助、環境を促進します。
- (2) 「健康は食事から」健康の維持増進、自立生活を促進する食事の提供に努めます。
- (3) 利用者を支える人材の育成を促進します。
- (4) ご家族様や地域とのつながりを促進します。

### 2 取組方針

- (1) 安心・安全を第一に考えた介護、生活支援を促進します。  
□ 効率より、安心・安全を優先させた、利用者にもやさしく、職員にもやさしい介護を目指します。

#### (気づき、観察力の向上)

- ・利用者様の日常生活の気づきや、心身の状況・行動を観察する力を養います。
- ・心身の状態の変化を注意深く観察し、適切な対応に努めます。
- ・精神的な不安の解消に努めます。

#### (情報共有の促進と自立支援、疾病予防)

- ・利用者様の心身の状況・行動の気づきや、観察情報を職員間で共有するよう促進します。
- ・情報の共有により、支援・援助方法を統一し、自立支援を促進します。
- ・情報の共有により、疾病等の予防、早期発見、早期治療に努めます。

#### (事故発生防止)

- ・ヒヤリハット情報を共有し、事故発生の防止を促進します。
- ・効率より安全・安心を優先した介護を促進します。
- ・事件事例の検証等により、事故再発の防止を促進します。
- ・事故発生時には指導要項に従い、適切に行政機関への報告を行います。

#### (介護サービス計画)

- ・利用者様の意思と尊厳を守り、心身の状態を勘案し自立した生活を支援する、介護サービス計画書を作成します。

#### (個人情報の取扱い)

- ・行政機関及び医療・福祉サービス機関等、サービス提供の必要に応じた範囲で、細心の注意を払い取り扱います。

(苦情・要望対応)

- ・苦情・要望等を前向きに対処し、サービスの改善、向上を促進します。

(褥瘡予防)

- ・気づきや観察により、予防・早期発見・早期治癒に努めて行きます。

(生活環境)

- ・明るく、清潔感のある生活環境を作ります。
- ・利用者様のストレス解消に努めます。
- ・安定した生活リズムを作るための生活支援を行います。
- ・余暇時間の充実に努めます。

(2) 「健康は食事から」健康の維持増進、自立生活を促進する食事の提供に努めます。

□食べることの大切さを認識し、健康の維持増進や自立支援を促進します。

- ・栄養のバランス、おいしさ、安全の改善向上に努めて行きます。

(3) ご利用者様を支え、社会に貢献できる人材を育成します。

□人間性の向上、介護の質の向上を図るとともに、地域の福祉に資する人材を育成します。

- ・職員経験者による指導や研修等を促進します。
- ・キャリアアップ研修等により、知識・技術・見識等を深めるよう図ります。
- ・経験や職種・職位に応じ、各種研修会への参加を促進します。

(4) ご家族様及び地域とのつながりを大切にします。

ご家族様との信頼関係の醸成、及び福祉事業で培ったノウハウ、機能を発揮し、社会・地域貢献のための活動を促進します。

- ・ご家族様には都度、的確に報告・連絡・相談し、必要な対応を行います。
- ・行政機関及び医療機関、福祉事業者等と良好な関係を保ち、ご利用者様の必要に応じ、迅速に対応できるよう努めます。
- ・施設の社会・地域への貢献として、介護保険や行政サービスでは対応できないこと等を検討し、実施できるよう努めます。

### 3 平成27年度重点取組み

介護技術や知識等の習熟度を高めるとともに、認知症の理解を深め、利用者の信頼を得て、多様な認知症状に順応できる介護を目標に以下の取組みを進めます。

- ① 利用者お一人お一人に合った生活支援、介助、環境整備。
- ② 中重度者及び認知症介護の改善、向上
  - ・内部経験者による継続した指導を促進する。

- ・外部機関の技術・知識等の研修会への参加を促進し、職員個々の業務能力のレベルアップを図って行きます。

#### 4 中・長期的な取組み

- ① 利用者お一人お一人に合った生活支援、介助、環境整備の取組み。
- ② 中重度者及び認知症介護の改善、向上の取組み

# 居宅介護支援事業

## <居宅介護支援事業所 悠う湯ホーム>

### 1 基本方針

- (1) お一人お一人の生活を考え、在宅生活の継続や自立支援に適したケアマネジメントを提供する。
- (2) 中重度者、支援困難ケースの対応を促進する。
- (3) 利用者を支え、地域福祉に資する人材の育成を促進します。
- (4) ご家族様や地域とのつながりを大切にします。
- (5) 滞りのないサービスの提供に努めます。

### 2 取組方針

- (1) お一人お一人の生活を考え、在宅生活の継続や自立支援に適したケアマネジメントを提供します。
  - (ケアマネジメントの提供)
    - ・ご利用者様、ご家族様等の意向を尊重し、心身の状況及び家庭環境を考慮し、在宅生活の継続に有効なケアマネジメントを提供します。
  - (情報の共有)
    - ・課題や支援困難事例などの情報を職員間で共有・検討するよう努めます。
    - ・地域包括支援センター及び居宅サービス事業所等との情報の共有に努めます。
  - (個人情報の取扱い)
    - ・行政機関及び医療・福祉サービス機関等、サービス提供の必要に応じた範囲で、細心の注意を払い取り扱います。
  - (苦情・要望)
    - ・苦情・要望等を前向きに対処し、サービスの改善、向上を促進します。
  - (気づき・観察)
    - ・利用者様等に対する気づきや、観察する力を養います。
- (2) 中重度者、支援困難ケースの対応を促進します。
  - 中重度者、支援困難ケースについて、積極的な対応を図ります。
  - ・中重度者、支援困難ケース等の対応については、地域包括支援センター、居宅サービス事業者等と連携を密にした対応を図ります。
- (3) ご利用者様を支え、社会に貢献できる人材を育成します。
  - 人間性の向上、介護の質の向上を図るとともに、地域の福祉に資する人材を

育成します。

- ・地域連絡会・事例検討会等の出席、及び外部研修会への参加により、知識、技能の習熟を図り、ケアマネジメントの質の向上に努めます。
- ・キャリアアップ研修等により、知識・技術・見識等を深めるよう努めます。

(4) ご家族様及び地域とのつながりを大切にします。

- ご家族様との信頼関係の醸成、及び福祉事業で培ったノウハウ、機能を発揮し、社会・地域貢献のための活動を促進します。
- ・ご家族様には都度、的確に報告・連絡・相談し、必要な対応を行います。
- ・行政機関及び医療機関、福祉事業者等と良好な関係を保ち、ご利用者様の必要に応じたサービス提供が迅速に成されるよう努めます。
- ・施設の社会・地域への貢献として、介護保険や行政サービスでは対応できないこと等を検討し、実施できるよう努めます。
- ・地域の社会福祉資源として、培ったノウハウ、機能を発揮し、地域のために活動します。

(5) 滞りのないサービスの提供に努めます。

- ・福祉サービスを必要とされる方に、滞ることなく利用していただけるようサービスの質の向上に合わせ、利用効率の向上に努めて行きます。

### 3 平成27年度重点取組み

事業の適正な運営及び平成28年度に施行される地域包括ケアシステムの中での取組みを円滑に進めます。

- ① 中重度要介護者及び支援困難ケースの受け入れの促進。
- ② 在宅生活継続の効果的なケアマネジメントの提供。
- ③ ケアプランの効率的な作成。
- ④ 介護予防・日常生活総合事業に対応する体制の整備
- ⑤ OJT 及び Off - JT での専門知識や技術の習得を進め、業務改善向上を図る。
- ⑥ 新規契約者の円滑な獲得を図るとともに、事業所の適正な運営を進める。
- ⑦ 契約者等の介護保険外又は行政事業外での介護・支援ニーズを把握し、地域貢献事業の促進につなげる。

### 4 中・長期的な取組み

- ① 中重度要介護者及び支援困難ケースの受け入れの促進。
- ② 専門知識や技術の習得を進め、業務改善向上の促進。
- ③ 効果的なプラン提供と効率的なプラン作成の促進。
- ④ 契約者数の維持増進。
- ⑤ 地域包括ケアシステム制度の地域ケア会議等における事業活動の促進



# 給 食 業 務

## 1 基本方針

### (1) 健康は食事から

- ・栄養のバランス、安心・安全な食事の改善向上に努めて行きます。

### (2) 楽しみある食事

- ・いつも楽しく食べられる環境、安心しておいしく食べられる食事を提供する。

## 2 取組方針

### (1) 「健康は食事から」食事による健康の維持増進を推進します。

- 食べることの大切さを認識し、健康の維持増進や自立支援を促進します。

(口腔内衛生)

- ・利用者様の口腔内衛生及び咀嚼機能、嚥下機能の維持向上を促進します。

(多職種連携による改善、向上)

- ・栄養・介護・看護の連携に努め、栄養のバランス、おいしさ、安全の改善、向上を図って行きます。
- ・栄養士、看護職、介護職が利用者の健康状態、食事の改善等の情報を共有し、連携を取って改善が図れるよう、意思の疎通を促進します。
- ・利用者様の体重の増減、血液検査等から健康・栄養状態を評価・検証し、食事から改善できることを促進して行きます。
- ・嚥下機能や健康状態、認知症等、利用者様の多様なニーズに合わせた、適切な栄養管理計画を作成します。
- ・検食にて、毎回の食事について、味・量・盛り付け・硬さ柔らかさ等の評価をします。

(食の安全性)

- ・食事、食材の安全体制を整え、安心できる食事を提供して行きます。

### (2) 楽しみある食事

- ・食事の嗜好調査等を定期的に行い、ご利用者様に満足いただける食事の提供に努めます。
- ・地域の特色や季節感、行事食など、創意工夫した楽しみのある食事を提供して行きます。

## 3 平成27年度重点目標

### 「健康は食事から」食事による健康の維持増進を推進します。

- ① 多職種の連携による、食事の改善、向上を推進します。
- ② 献立の見直しを図ります。

- ・栄養のバランスやカロリーの過不足、味や盛り付け等の改善向上、食事形態の多様化、等の対応をより効果的・効率的に進めるために食事献立の見直しを図り、食事の総合的な改善、向上を図ります。

③ 介護・看護と連携した口腔機能維持改善に取り組めます。

#### 4 中・長期的な取組み

- ① 介護・看護と連携し、栄養のバランス・おいしさ・安全の改善、向上の促進。
- ② 介護・看護と連携した口腔機能維持改善の取組み促進。

# 社会福祉法人 みな福祉会

## 1 運営方針（理念）

その人らしく 自分らしく ともに支えあい ともに生きる

## 2 基本方針

利用者の自立支援を目的に、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供を行う。

## 3 （職員）行動指針

- ① 私たちは、法令順守を第一に考えます。
- ② 私たちは、元気良く、笑顔を持って利用者の方々を支援します。
- ③ 私たちは明確な目標を掲げ、情熱を持って行動し、福祉従事者としての「生きがい・思いやり」を追い続けます。

## 4 基本的な取組み

- ①権利擁護 ②秘密保持等 ③虐待等の禁止 ④身体拘束の禁止
- ⑤事故防止 ⑥苦情解決 ⑦あいさつ運動の励行 ⑧財務基盤の強化

## 6 委員会 ▶衛生委員会 ▶防災委員会 ▶広報委員会 ▶文化祭開催委員会

- ▶栄養委員会（褥瘡予防を兼ねる）
- ▶優先入所検討委員会 ▶優先入所検討委員会
- ▶痰の吸引等に関する安全対策委員会
- ▶身体拘束廃止委員会 ▶事故発生防止委員会
- ▶感染症・食中毒予防委員会

## 7 施設内研修

- ▶虐待防止・苦情対応に関すること
- ▶褥瘡予防に関すること ▶看取り介護に関すること
- ▶身体拘束廃止に関すること ▶防災に関すること
- ▶法令遵守に関すること ▶個人情報取扱に関すること
- ▶人権擁護に関すること ▶職員メンタルケアに関すること

### □キャリアアップ研修（外部講師委託/厚労省の助成金活用）

- ・社会人、組織人としての形成・成長をフォローアップします。

## 8 非常災害対策

- ア 建築物等の検査（4月・10月）

イ 消防用設備等の点検 (8月・2月)

ウ 訓練 総合訓練 (8月・2月) 部分訓練 (4月)

防災教育 (4月・11月)

エ 災害備蓄品の点検・検討

9 職員の健康管理

・夜間勤務のある職員 実施回数 年2回 (9月・3月)

・その他の職員 実施回数 年1回 (3月)

# 特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）

## 悠う湯ホーム

### 1 基本方針

(1) 安心・安全を第一に考えた介護、生活支援を促進します。

- ・安心・安全を優先させた介護を目指します。
- ・日常生活の気づきや、心身の状況・行動を観察する力を養います。
- ・自立支援を促進します。
- ・疾病等の予防、早期発見、早期治療を促進します。
- ・事故発生の防止を促進します。
- ・認知症介護の向上を促進します。
- ・個人情報への取り扱いは、細心の注意を払います。
- ・終末期には、利用者様とご家族様のご意思をお伺いします。

身取り介護について

利用者様の尊厳を守り、ご家族様のご意思を尊重し、ご家族様と静かな終

日

を迎えられるよう、利用者様の介護並びにご家族様の支援を行います。

- ・苦情・要望等を前向きに対処し、サービスの改善向上を促進します。
- ・明るく、清潔感のある生活環境を作ります。
- ・安定した生活リズムを作るための生活支援を促進します。
- ・行政機関との連絡・相談・報告を、必要に応じ行います。

(2) 「健康は食事から」食事の改善、向上を促進します。

(3) 利用者を支え、社会に貢献できる人材の育成を図ります。

(4) ご家族様や地域とのつながりを大切にします。

- (2) 「健康は食事から」食事の改善、向上を促進します。
- 食べることの大切さを認識し、健康の維持増進や自立支援を促進します。
    - ・利用者様の口腔内衛生及び咀嚼機能、嚥下機能の維持向上を歯科医師や歯科衛生士の指導を受け、推進して行きます。
    - ・栄養・介護・看護の連携に努め、栄養のバランス、おいしさ、安全の改善向上を図って行きます。
- (3) ご利用者様を支え、社会に貢献できる人材を育成します。
- 人間性の向上、介護の質の向上を図るとともに、地域の福祉に資する人材を育成します。
    - ・職員経験者による指導や研修等を促進します。
    - ・キャリアアップ研修等により、知識・技術・見識等を深めるよう図ります。
    - ・経験や職種・職位に応じ、各種研修会への参加を図ります。
- (4) ご家族様及び地域とのつながりを大切にします。
- ご家族様との信頼関係の醸成、及び福祉事業で培ったノウハウ、機能を発揮し、社会・地域貢献のための活動を促進します。
    - ・ご家族様には都度、的確に報告・連絡・相談し、必要な対応を行います。
    - ・行政機関及び医療機関、福祉事業者等と良好な関係を保ち、ご利用者様の必要に応じ、迅速に対応できるよう努めます。
    - ・「彩の国あんしんセーフティネット事業」の参加により、貧困者等の救済活動に努めます。
    - ・施設の社会・地域への貢献として、介護保険や行政サービスでは対応できないこと等を検討し、実施できるよう努めます。

### 3 平成27年度重点取組み

介護保険の平成27年度改定により、中重度介護者及び認知症者の受入れが更に促進されることとなります。

制度への対応及び、介護力の底上げ・質の改善、向上に取り組みます。

#### ① 中重度者及び認知症介護の改善向上

- ・内部経験者による継続した指導を促進し、職員個々の業務能力の向上を推進します。

#### ② 口腔機能維持改善の取組み

- ・歯科医師や歯科衛生士に指導を求め、利用者様の口腔内衛生及び咀嚼機能、嚥下機能の維持向上に促進します。

#### ③ 食事による健康の推進

- ・多職種の連携に努め、食事の改善、向上を促進します。
- ・栄養のバランスやカロリーの過不足、味や盛り付け等の改善、向上、食事形態の多様化等の対応をより効果的・効率的に進めるために、食事献立

の見直しを図り、食事の総合的な改善、向上を図ります。

- ④ チームケアによる個別支援の取組み
  - ・気づきや観察力を養い、利用者様の可能性、介護の可能性、自分の仕事の可能性や達成感を感じられる取組みを推進します。
  - ・チームケアにおいて、利用者様個別の支援計画を作り、自立支援の援助を行って行きます。
- ⑤ 看取り介護の改善、向上の促進
  - ・ご家族に終末期のあり方のご理解をしていただくよう努めます。
  - ・終末期には、苦痛を取り除く介護を多職種間の連携で進めるとともに、ご家族様の支援に努めます。
- ⑥ 効率より安全・安心を優先した介護の推進
  - ・「介護は安全・安心が第一、効率は後」を確認し、推進して行きます。
  - ・利用者様への安全で安心な介護が、利用者様だけでなく、介護者の気持ちのゆとりや身体的負担の軽減にもなり、介護負担の軽減にもなっていくことを確認し、推進して行きます。
- ⑦ 業務行動の改善向上の推進
  - ・利用者様はもとより職員間の言葉掛け、挨拶、業務に対する姿勢・行動等の改善向上を促進します。
- ⑧ ①～⑦の取組みを進め、介護力の底上げ、利用率の向上を目指します。

#### 4 中・長期的な取組み

- ⑥ 中重度者及び認知症介護の改善向上。
- ⑦ 食事による健康の維持増進。
- ⑧ 口腔衛生管理。
- ⑨ 第三者評価の受診。
- ⑩ 社会・地域貢献。
- ⑧ 効率より安全・安心を優先した介護の推進。